

瀬戸市児童発達支援センターに関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年12月20日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市条例第32号

瀬戸市児童発達支援センターに関する条例の一部を改正する条例

瀬戸市児童発達支援センターに関する条例（平成29年瀬戸市条例第30号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前		
(設置) 第2条 <省略> <u>2 児童発達支援センターは、法第43条第1号に規定する福祉型児童発達支援センターとしての機能を持つ。</u> (名称及び位置) 第3条 児童発達支援センターの名称及び位置は、次のとおりとする。		(設置) 第2条 <省略> (名称、位置等) 第3条 児童発達支援センターの <u>区分</u> 、名称及び位置は、次のとおりとする。		
名称	位置	区分	名称	位置
瀬戸市のぞみ学園	瀬戸市原山町1番地の14	<u>児童発達支援センター（法第43条第1号に規定する福祉型児童発達支援センターとしての機能を含む。）</u>	瀬戸市のぞみ学園	瀬戸市原山町1番地の14
瀬戸市発達支援室	瀬戸市宮脇町48番地	<u>児童発達支援センター</u>	瀬戸市発達支援室	瀬戸市宮脇町48番地

(事業)

第4条 児童発達支援センターは、障害児等の健全育成及び福祉の増進を図るため、次に掲げる事業を行うものとする。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。

(事業)

第4条 児童発達支援センターは、障害児等の健全育成及び福祉の増進を図るため、次の表の左欄に掲げる施設に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる事業を行うものとする。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。

瀬戸市の ぞみ学園	児童発達支援事業（法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援をいう。）
	保育所等訪問支援事業（法第6条の2の2第6項に規定する保育所等訪問支援をいう。）
	障害児相談支援事業（法第6条の2の2第7項に規定する障害児相談支援をいう。）
瀬戸市発 達支援室	発達障害及びその疑いのある児童（以下「発達障害児等」という。）並びにその保護者等に対する相談、助言等に関する事業
	発達障害児等に対する発達検査及び個別支援策の検討に関する事業
	発達障害児等の支援者等への助言、情報提供及び研修に関する事業
	発達障害に係る保護者の会、支援団体等の育成に関する事業
	発達障害理解のための啓発に関する事業
	発達障害支援に関する関係機関及び団体との連絡調整に関する事業

(1) 児童発達支援事業（法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援をいう。）

(2) 保育所等訪問支援事業（法第6条の2の2第6項に規定する保育所等訪問支援をいう。）

）

<p>(3) <u>障害児相談支援事業（法第6条の2の2第7項に規定する障害児相談支援をいう。）</u></p> <p>(4) <u>発達障害及びその疑いのある児童（以下「発達障害児等」という。）並びにその保護者等に対する相談、助言等に関する事業</u></p> <p>(5) <u>発達障害児等に対する発達検査及び個別支援策の検討に関する事業</u></p> <p>(6) <u>発達障害児等の支援者等への助言、情報提供及び研修に関する事業</u></p> <p>(7) <u>発達障害に係る保護者の会、支援団体等の育成に関する事業</u></p> <p>(8) <u>発達障害理解のための啓発に関する事業</u></p> <p>(9) <u>発達障害支援に関する関係機関及び団体との連絡調整に関する事業</u></p>	
<p>2. <u>前項第1号に規定する児童発達支援事業は、瀬戸市のぞみ学園で行う。</u></p> <p>(連絡調整)</p>	<p>(連絡調整)</p>
<p>第5条 児童発達支援センターは、<u>瀬戸市のぞみ学園及び瀬戸市発達支援室</u>相互の連絡調整を密にすることにより、総合的かつ有機的に運営することとする。</p>	<p>第5条 児童発達支援センターは、<u>第3条に掲げる施設</u>相互の連絡調整を密にすることにより、総合的かつ有機的に運営することとする。</p>

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。